

(参考様式3)

会 議 録

会議の名称	平成30年度第2回 東村山市地域包括ケア推進協議会				
開催日時	平成30年11月21日(水) 午後7時00分～午後8時30分				
開催場所	東村山市役所 いきいきプラザ2階 学習室				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者：</p> <p>(委員) 山路憲夫会長・松田幸夫会長職務代理・水越久吉委員・永嶋昌樹委員・山田浩靖委員・中島利通委員・磯部建夫委員・大須賀一洋委員・萩原明委員・宮田敏行委員・石橋歌子委員・戸部牧子委員・武川眞理枝委員・岡本友子委員・西尾幸恵委員・池本昇委員・亀井俊治委員</p> <p>(市事務局) 山口俊英健康福祉部長・花田一幸健康福祉部次長・進藤岳史介護保険課長・金野真輔課長補佐・岩崎盛明給付指導係長・吉川夏子認定係長・津田潤健康増進課長・江川裕美健康増進課長補佐・小池秀征健康増進課健康長寿推進係長・檜延宏健康増進課健康長寿推進係主事・清水高志保険年金課長・菅野津代子保険年金課医療費適正化担当主査・新井泰徳地域福祉推進課長・大塚知昭地域福祉推進課主査</p> <p>●欠席者：2名</p>				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可 の場合は その理由		傍聴者 数	1人
会議次第	1. 開会 2. 議題 (1) 東村山市地域包括支援センターの運営状況について (2) 介護保険条例の改正について 3. その他 4. 閉会				
問い合わせ先	健康福祉部介護保険課企画保険料係 担当者名：金野 電話番号：042-393-5111 (代表) 内線3133				

## 会 議 経 過

## 1. 開会

## 2. 議題

## (1) 東村山市地域包括センターの運営状況について

資料1、資料1-1、資料1-2により、事務局、地域包括支援センターより説明を行う。

## ○会長

事務局より、東村山市地域包括センターの運営状況について説明があった。何かご意見、ご質問はあるか。

## ○委員

第2層協議体として具体的にどのような活動をしているのか。地域が参加している第2層協議体があるのか。

## ○事務局

本市では、第2層の協議体とは、地域の課題を考える、検討する、行動する団体・場、と定義している。自治体によっては「協議体」という議論の場を、改めて「協議体」という課題を考える活動として人を集めて行っているところもある。

本市ではすでに地域の課題の検討、対応をしている活動・場が様々ある。それらとは別に協議体を位置付けることは、既存の活動の意欲を削ぎかねず、また、充て職の会議になっても意味がない。既存の活動を市としては協議体と捉えるため、地域で活動しているかたが、2層の協議体と意識していないものも数多くある。

例えば5ページの下に記載のゴミ出しの事例がある。エレベーターのない団地におけるゴミ出しに着目。住民に働きかけたところ、困っている人がいることがわかった。その後、学生の協力を得て、団地全体のアンケートをとるなどに展開した。

## ○委員

第2層と位置付けられるものが複数存在することになり、それぞれは圏域内のある地域ごとの課題になると思う。圏域全体での課題を検討するものはないのか。第2層をそう捉えていたので。

## ○事務局

現状は、第1層で市全体を、第2層で町単位やもう少し小さい単位での検討が行われている。

当市だと2, 3町で1圏域だが、委員がおっしゃるような圏域でのテーマの検討には至っていない。

社会福祉協議会で町ごとに地区懇談会を持っていて、各町の全体の協議体のようなものとして存在している。

○委員

3ページの相談経路の内訳について「インフォーマルな支援の割合が1割未満に留まる。単身高齢者や高齢者世帯の増加を踏まえ、インフォーマルな支援の強化が望まれる。」とある。具体的な支援の強化として考えていることがあるか。

○事務局

生活支援体制整備事業として、インフォーマルな活動、行政の公的サービス以外の住民活動を支援している。隣、向こう隣りなど地域のなかでお互いを見守り合い、お互いを意識しながら、という地域であれば、相談数も伸びてくるのではないか。そういう意味では生活支援体制整備事業が強化につながる。

○委員

より具体的なものはないのか。多少携わっているつもりだが、一步踏み出せないところがある。何かあればと思った。

○会長

委員からの提起はあるか。

○委員

地域のサポートを必要としている人の情報の開示があると、こちらとしても踏み出せる。

○事務局

個人情報兼ね合いがあるので難しい面もあるが、検討させていただく。その他には、インフォーマルな支援として、見守りネットワークなど、見守り団体への補助を行っている。補助制度の周知には力を入れていく。

○会長

自分の力をより活用しやすくするといった視点からの仕組みづくりも、行政がリーダーシップをとる必要があると思うので、留意していただきたい。

東村山市は住民活動が活発だと思う。行政の立場としては、そこを軸に展開していかないといけない。生活のニーズを考えた場合に、報告にもあったとおり、ごみ出しの問題は極めて深刻である。買い物にも行けない、電球のつけかえができなくなる、などに対する具体的な生活支援の担い手づくり、第3層の担い手を考えていただきたい。第2層から一歩進んで、具体的

な生活の困りごとに具体的に応えていくというサービスの中身づくり、担い手づくりを考えてもらえないかと感じた。課題として考えてもらいたい。

○委員

団地のゴミ出しについて、シルバーで協力できないかと思って、地域のお話を伺っている。無料というわけにはいかないの、工夫を考えている。

○会長

シルバーの役割は重要である。生きがい就労を目的としてやっている以上、コスト面では限界がある。行政が生活ニーズをつかまえて、あまねくいきわたる仕組みをつくる必要がある。それでは、本日出された意見を踏まえ、引き続き地域包括支援センターの運営をお願いする。

資料1-3により事務局から説明を行う。

○会長

ただ今の説明に対して、何かご意見、ご質問あるか。

○委員

1名増員ということだが、職種は決まっているのか。

○事務局

現時点では未定である。状況を踏まえ、委託先と協議していく。

○会長

3職種のいずれかということか。

○事務局

そのとおりである。

○会長

現状としてかなり大変なのだとお察しするので、増員することは結構である。よろしく対応をお願いする。

(2) 介護保険条例の改正について

資料2により、事務局より説明を行う。

○会長

事務局から説明があった介護保険条例についてご意見、ご質問はあるか。

○委員

高額所得者とは金額でいくらからなのか。

○事務局

1人暮らしで年金収入のみであれば、343万円を超えると該当する。

○委員

それがほしい60人ということか。

○事務局

そのとおりである。9月審査分から60名と見込んでいる。

○会長

条例改正の影響について、利用者、事業者に対して適切に周知しながら進めていただきたい。

3. その他

4. 閉会